



戦国領主と国衆：用語と概念規定について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪公立大学日本史学会 公開日: 2025-05-15 キーワード: 作成者: 村井, 良介 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/0002002987

戦国領主と国衆——用語と概念規定について——

村井良介

はじめに

現在、戦国領主、あるいは国衆などと呼ばれる存在については、おむね（あるいは漠然と）、独自の「家中」と「領」を持ち、郡程度の規模で公的領域支配をおこなう戦国期の自立的な領主と理解されている。このような領主の呼称については、戦国領主、国衆のほかにも、地域的領主、戦国郡大名、有力国人、地域領主など研究者によって様々な用語が提唱されている^①。本稿では、こうした領主を指す用語と概念規定の問題を検討するが、戦国領主と国衆以外は提唱者以外が用いている例がないので、以下この二つに絞って検討する。

平山優氏は国衆の定義について、黒田基樹氏の定義をまとめるという形をとって以下のように述べる^②。①国衆とは、室町期の国人領主制が変質し、自分の居城を中心に地域支配権を確立した領域権力として成長を遂げたものであり、その領主制の形態は戦国期固有のものである。②国衆が戦国期固有の地域的領主制であることの指標として、一円領としての地域的・排他的な支配領域を確立していることである。それは郡規模であることが多く、「領」と呼ばれるが、同時に「国」として捉えられていた。③国衆の支配領域は独立しており、平時にお

いては基本的に大名の介入を受けない。④国衆は独自に「家中」を編成し、「領」の支配においては、独自に文書発給などを実施するなど行政機構を整え、年貢・公事収取や家臣編成などを実施していた。そのため、国衆の領域支配構造は、戦国大名の領国支配構造とほとんど変わるところがない。⑤国衆は、大名と起請文を交換し、証人（人質）を提出することで従属関係を取り結ぶが、独立性は維持されたままである。⑥戦国大名は、国衆を従属させ、その支配領域たる「領」の安堵と存続を認める代わりに、奉公（軍役、国役等の負担）を行わせる。⑦しかし、戦国大名と国衆との関係は、双務的関係であり、大名は国衆の存続のために、援軍派遣など軍事的安全保障を実現する義務を負う。もし大名が援軍派遣を怠ったり、保護を十分になしえない状況に至った場合、国衆は奉公する大名が安全保障を担えないと判断し、大名との関係を破棄（離反）して、他の戦国大名に従属することを躊躇しない。⑧戦国大名は、国衆を統制するために、重臣を「取次」とし、それを通じて様々な命令を国衆側に伝達した。いっぽう国衆も、大名への要望を「取次」を通じて上申した。なお、国衆と「取次」は、戦時においては同陣（相備）として一体化し、国衆は「取次」を担当する大名重臣の軍事指揮に従うことになっていた。

これらは、冒頭に述べたおおよその共通理解と一致する部分が多いが、これは国衆（戦国領主）の特徴の列挙であって定義ではない。結局、戦国領主／国衆は、漠然と共通理解はあるが、いまだ概念規定が十分におこなわれていないとは言えず、論者によって齟齬もみられる。何を戦国領主／国衆と規定するかは、何を課題とするかによってその有効性が異なるので、普遍的に通用する定義を決定することは困難であるが、少なくともそれぞれの論者が概念規定を明確にして使用しなければ混乱が生じる。

その点で、黒田基樹氏の近著では国衆の定義が示されている³。それは「戦国時代において、おおよそ一郡ないしそれ以上の規模で、一円的・排他的な領国を形成し、一族や従来からの被官にとどまらず、周辺領主をも包摂して、領国内のすべての領主層を一元的な主従制・知行制による家臣団（「家中」「洞」と称された）に編成し、その領国を全くの自力によって統治する領域権力」というものである。

この定義は、矢田俊文氏³や拙著⁵の戦国領主の概念規定と大筋で同じである。にもかかわらず、黒田氏は自身の議論を「国衆」論、矢田氏や拙著など、戦国領主の語を用いる議論を「戦国領主」論と一括して、「戦国領主」論を批判している⁶。

筆者は以前、冒頭に示したような共通理解があれば、どのような用語を採用するかは些末なとまでは言えないにしても、副次的な問題だと考えていた⁷。しかし、前記の黒田氏のような批判に接すると、そこには単に用語の選択だけにとどまらない概念規定にかかわる問題があると思われる。したがって本稿では用語と概念規定を互いに関連し合う問題として再検討してみたい。

ところで、国衆の語を採用する論者で、それを採用すべき積極的理

由を示している例は見当たらない。示されているのは消極的理由、すなわち戦国領主の語を使わない理由である。これは大きく分けて以下の三つの理由が示されている。

一つめは、戦国領主という語は、矢田氏の提起した戦国期守護論と結びついている語なので、戦国期守護論を批判する立場から採用しないというものである⁸。しかし、矢田氏の議論は、まず大名「家中」に包摂されない自立的な戦国領主の存在を明らかにし、その上で戦国領主に対する大名権力の支配権を守護公権に求めたもので、この後段の部分が戦国期守護論である。したがって、その説明自体は戦国領主の概念規定とは切り離すことができるため、戦国領主を採用しない理由にはならない¹⁰。

戦国領主の語を採用しない二つめの理由は、戦国領主を使用する論者が重視する判物発給の有無が、戦国領主抽出の基準として有効でないというもので、三つめは「領主権力」としての側面ではなく「公権力」（領域権力）としての側面を重視するからというものである¹¹。これらは概念規定の問題にかかわるので、章を改めて詳しく論じたい。

一方、国衆の語を採用することには明らかな問題点がある。それは国衆は史料用語であるため、研究用語としての国衆と齟齬を来す場合があり、それに起因する議論の混乱が起こりうるということである。これについても詳しくは後述する。

ここまで、同じものを指して戦国領主と呼ぶか、国衆と呼ぶかという問題をしてきたが、近年、戦国領主と国衆を区別する議論が峰岸純夫氏や久保健一郎氏によって提示されている¹²。ここでは国衆↓戦国領主↓戦国大名と発展すると論じられている。このように区別されるとすれば、単に用語の選択の問題ではないことになる。ただし、

国衆と戦国領主の差異は、一般書という媒体の性格もあって詳しく論じられておらず、両者をどう区分しているのかははっきりしない。国衆と戦国領主をこのような段階差と位置づけることは適切かということも含めて以下、検討していきたい。

一 用語の問題

(1) 「国衆」という用語について

すでに述べたように、国衆という語は史料用語であるが、史料上では《独自の「家中」と「領」を持ち、郡程度の規模で公的領域支配をおこなう戦国期の自立的な領主》を指して用いられていない場合がある。次の史料はいずれも山城国一揆に関するものである。¹⁸⁾

【史料1】

十八日、乙未、(中略)

一昨日古市、越智三郎(小腕カ)以下当国衆悉以自城州帰陣也、山城国衆卅八人令一揆、牢人方・越智方悉以帰陣云々、不及合戦、雖経数日引条、希代事也、同武家衆モ引云々、城州事両方共是以後不可入立由、国面々一同云々、然者寺社本所領事如本式、本所ノ使ヲ可用由風聞也、為事實者、可然事也、

【史料2】

十一日、(中略)

一今日山城国人集会、上六十歳、下八十五歳云々、同一国中土民等群集、今度両陣時宜為申定之故云々、可然歟、但又下極上之至也、両陣之返事問答様如何、未聞、

前者の「山城国衆卅八人」は後者の「山城国人」に当たる。したがって、ここでは国衆は国人の言い換えにすぎず、しかも彼らは土豪層で

あって、郡規模の公的領域支配をおこなうような存在ではない。¹⁹⁾

天文九年(一五四〇)の「竹生島奉加帳」には出雲尼子氏配下の領主が、出雲州衆(読みは「くにしゅう」であろう)と富田衆などの区分で記載されている。¹⁵⁾ 出雲州衆が国人、富田衆が尼子氏被官であると考えらるが、出雲州衆のなかにも、独自の「家中」と「領」を持ち、郡程度の規模で公的領域支配をおこなう自立的な領主という実態を持たない領主が多数存在する。また川岡勉氏は、守護京極氏の下で被官並奉公を務める守護被官であった赤穴氏が、国並奉公を務める出雲州衆に転身したことを指摘している。¹⁶⁾ したがって、この出雲州衆や富田衆というのは、領主としての実態に基づく区分ではなく、尼子氏との関係における身分だと言える。天正一五年(一五八七)の益田元祥等一五名が毛利一門の吉川氏に提出した連署起請文には、「竹生島奉加帳」に「御一族衆」として見える宍道氏、「出雲州衆」として見える湯氏、古志氏、赤穴氏、「富田衆」として見える湯原氏が署判しており、このことは尼子氏の下での身分の区分は、毛利氏の支配下では無効になっていることを示す。

また、窪田頌氏は、大友氏関連の史料に見える「国衆」の語についてまとめ、豊後国内の有力領主を指す特殊な用法であるとしており、これも領主としての実態とは必ずしも一致しない。さらに、畑山周平氏によれば、南九州の諸領主は「御一家」「国衆」「御内」という身分に分類されるが、このいずれにも研究概念としての国衆／戦国領主にあたる領主が存在するという。¹⁸⁾

以上から、少なくとも西日本では研究上の概念としての国衆と、史料上の国衆は一致していない。尼子氏や南九州の事例では、上級権力との関係における身分を表している。こうした観点から川岡氏は、国

人・国衆を領主制のあり方を示す概念として使用するのではなく、政治的・身分的な地位や家格を意味する用語として捉え直す必要があるとして、国人・国衆とは、幕府や守護など上位権力との関係性において守護被官とは区別される存在、すなわち「国並」奉公の関係にある武家領主を指す概念として用いるべきであるとしている²⁰⁾。

その意味では、峰岸純夫氏や久保健一郎氏による、国衆↓戦国領主↓戦国大名と発展するという説明も、国衆を領主制のあり方を示す概念として用いているとすれば、用語法としては適切ではない（後述のように、戦国領主と国衆を別のものとして使い分けることが有効である可能性はある）。

黒田基樹氏は、「国人」ではなく「国衆」の語を使用する理由として、「国人」は「史料上では身分標識として所見されることが多いため、無限定にこの用語を使用すると概念用語と歴史用語との無用な混乱を生じさせる恐れが強い」としている²¹⁾。だとすれば、まったく同じ理由で国衆の語の採用にも問題があるだろう²²⁾。

したがって、《独自の「家中」と「領」を持ち、郡程度の規模で公的領域支配をおこなう戦国期の自立的な領主》という領主制のあり方から規定する場合、用語としては、戦国期に固有の領主（戦国期に固有の領主制というのは、前述の平山優氏の「定義」にもある）という意味で戦国領主の語を用いるのが適切ではないか²³⁾。そこで、次項では戦国領主という語の使用の適切性について検討したい。

（2）「戦国領主」という用語について

戦国領主の語を採用しない理由の一つとして挙げられているのは、「領主権力」としての側面ではなく「公権力」（領域権力）としての側面を重視するというものである。したがって、ここでは戦国領主の

「領主」という部分が問題視されていると思われる。

前記の理由から戦国領主の使用を批判し、国衆を採用する黒田氏は、国衆について「領主権力の側面については「地域的領主」、その性格については「地域的領主制」の語を採用し、政治的性格については大名権力内における政治的区分としての「外様」と「国衆」の二つの用語を合わせて「外様国衆」という用語を用いる」と述べている²⁴⁾。また、領域権力については、「領域支配を展開する領主権力であり、国衆とはそれを自立的におこなう存在」と規定する²⁵⁾。すなわち、黒田氏も国衆や領域権力を領主だと説明している。では、戦国領主と呼称することの何が問題なのだろうか。黒田氏は領主を領域権力と対比しているが、両者の差異について次のように述べている²⁶⁾。

領域権力というのは、個別の領主による所領支配とは区別される領主権力の在り方になる。（中略）

領域権力を領域権力たらしめているのは、そうした直轄領に限らず、領国全域を対象に、家臣などの所領にも、直接に（中略）、公事を賦課し、徴収するところにある。

そのように領域権力が、家臣などの所領に直接に賦課する公事は、大抵は「国役」などと称され、基本的には普請役・陣夫役など、戦争遂行にあたって必要な負担であった。領域権力は、それを領国に編成しているすべての村に対して、賦課したのである。それは直轄領への支配とは異なるものであり、さらには家臣らによる所領支配とも異なるものになる。そのためそうした支配の在り方を、領域支配と把握することができる。（中略）

領域権力について、「戦国領主」と表現することは、戦国大名・国衆の家臣による所領支配を捨象しているに等しく（ア）、それ

との領主制の違いを表現できなくなっている。領域支配は、個別の所領支配とは異なる次元における領主制であるので(イ)、所領支配での領主制を捨象してしまっている概念に、有効性は認めがたい。「傍線は引用者」

以上の引用からうかがえるのは、国衆は「領国」全体に国役(公事)を賦課する領域権力であることに本質があり、領主権力であることは本質ではないので、戦国領主という呼称は適切ではないという主張かと思われる。しかし、傍線部(イ)にあるように、領域支配も領主制であると言明しているから、領域権力を戦国領主と称することの何が問題なのかはやはりわからない。²⁷⁾

領域権力を領主制だと言明しながら、領主と呼ぶことを批判するという矛盾が生じる原因は、黒田氏の次の文章を参照すれば、領主制論の理解にあるのではないか。

本書「黒田基樹『戦国大名と外様国衆』——引用者註」で提起した国衆論が、峰岸氏の「地域的領制論」を踏まえてのものであったことは事実であり、それはその時点では、私自身が領主制論を克服していなかったからである。しかし前記「戦国期東国の大名と国衆」第三節で述べたように、戦国期における領域権力の成立を、領主制論の視角からでは把握できないこと、それを克服するものとして、先の諸論文での追究を通じて、戦争状況の恒常化のなかでの平和維持機能の継続、そこにおける社会全体としての村落との関係形成に求めるにいたっている。(中略)領主制論は、いうまでもないことではあるが、領主動向の基底に領主の主体性を設定し、かつ個別の百姓支配を前提とするものであるから、それらは村落論の展開や、それにとまなう「領主の責務論」など

とは相容れないのである。しかし、領主制論を否定したからといって、国衆論が成立しないことにはならないであろう。

黒田氏はさらに、従来は在地領主を「耕作百姓を直接に把握する方向にある」と見立ててきたが、室町時代において所領支配は郷・村を単位に支配していたから、在地領主や国人領主といった概念は成り立たないと批判している。²⁸⁾

しかし、このような領主制論の理解は適切だろうか。まず、矢田俊文氏が提起した戦国領主の語が、領主制論と密接に結びついていることを確認しておきたい。矢田氏は、戦国領主を戦国期の基本的領主としているが、その時代の基本的領主をどのように特定できるかについて、経済外的強制に注目する。ここで西洋史の高橋幸八郎氏の議論が参照される。²⁹⁾すなわち、農民の経営を経済的に実現するには共同体に依存せざるを得ないから、そこに「強制」が成立する。この「強制」が領主の権限に転化するという議論である。その上で矢田氏は、この高橋氏の議論に着想を得て立論された大山喬平氏の新領主制論の議論(後述)は、この共同体を村落に限定しているため中世全般に適用できないとし、たとえば水利の範囲が広範囲になれば、農民の経営を実現する経済単位は村落を越えた広い範囲の地域となる。領主制が再編されるごとに、再編された領主が発生する論理をみつける必要があるとして、戦国期の領主制を考えると、自立的な経済圏と、それを掌握する領主の分析が重要となると論じている。³⁰⁾つまり、戦国領主の話は、戦国期の領主制のあり方を問題にしていることから必然的に選ばれたものであると言える。

では研究概念としての領主、領主制はどのようなものとして理解されてきたのであろうか。永原慶二氏は「領主」「領主制」を「一般に、

自ら編成した軍事的実力をふまえて、土地・人民を支配し、いわゆる「経済外的強制」を通じて、人民の労働によってそこから生みだされる富（労働力の形でも生産物あるいは貨幣の形でもよい）を領有する者、もしくはその支配形態をさす」と説明している。⁽³²⁾ この「経済外的強制」については、『資本論』の議論を踏まえて、資本主義以前においては、直接生産者の労働力は商品化されないから、余剰労働の把握は、商品交換の経済法則に媒介されず、経済外的強制によって地代として収取されると説明される。⁽³³⁾ この経済外的強制から定義づけられる領主の本質は、「自力の村」論や黒田氏の言う「領主の責務論」（仁政イデオロギー論）のように領主と村落の合意・契約関係を重視したとしても変わることはない。

問題はこの経済外的強制を領主はどのように実現してきたかで、まさにその仕組みが領主制であり、領主制論はそのことを論じてきた議論であると言える。では、次に領主制論が領主制をどのように捉えてきたかを確認しよう。

永原氏のような旧来の領主制論においても、中世の領主制支配には、私的・実力的支配と公的権力として制度的なものに依存した支配という二つの道があり、両者は相互補完するが、前者の側面が一貫して中世社会の前進的かつ基本的な担い手とされており、私的・実力的支配を重視しているが、公的権力としての側面と相互補完するとしている。

さらに新領主制論では、石井進氏は在地領主の支配の模式図として三重の同心円で説明し、中核にある館・屋敷と、それを取り巻く直営田に対するイエ支配を、その周辺の荘・郷などの地域単位に拡大していくとした。これを石井氏はイエ支配の領域化と説明しており、イエ支配を地頭の職権によって補強していると論じている。⁽³⁴⁾ これは戸田芳

実氏や河音能平氏のいう、いわゆる本宅敷地の論理も同じであり、これらが単に個々の農民に対する支配ではなく、領域に対する支配として論じられていることに注意しなければならない。さらに、大山喬平氏は、石井氏らの議論を批判し、同心円の外縁部の地域単位では百姓のイエが自立しているから、これに対する支配は「名主層の散田作人層に対する支配が直接的な人格的強制ではなく、それ以外の関係によって成立する支配」としての構成的支配であるとみる。⁽³⁵⁾ そしてこの構成的支配は統治権の支配の受け皿と位置づけられる。⁽³⁶⁾ 言うまでもなく、統治権的支配は佐藤進一氏が領域的・公的支配としたものである。⁽³⁷⁾

よって、領主制論における領主制は、領域的・公的支配として位置づけられている。経済外的強制は、大山氏の構成的支配の議論に明らかのように、単なる私的・実力的支配ではないし、百姓の個別支配を前提ともしていない。⁽³⁸⁾ 大山氏が「中世の封建領主制は人民にたいするむきだしの暴力支配としてしばしば現出するのであるが、その真の強靱さは権力支配の暴力的な本質が、つねに公的・領域的な支配権とわがちがたく結合して自己を貫徹しようとしているところに存する」と述べているように、領主制と領域支配を切り離すことはできない。

黒田氏の領主制論批判は、こうした領主制論の議論の蓄積を無視しているか、誤解している。したがって、戦国期の領域権力を戦国領主と称することに何ら問題はない。

以上、すでに領主の語の検討を通じて概念規定の問題に踏み込んでいるが、次章ではこの概念規定の問題に軸足を移して論じていきたい。

二 概念規定の問題

(1) 判物論

戦国領主の語を採用しない理由の一つとして言われていたのは判物の問題であった。丸島和洋氏は、「矢田氏を含め「戦国領主」を使用する論者が重視する「判物」(直状形式の命令書)発給の有無が、「戦国領主」(筆者がいう国衆)抽出の基準として有効ではない」とし、黒田基樹氏も「戦国領主」論は、自立的な領域支配の指標を、判物・朱印状の発給に設定しているため、所領支配との弁別がなされていない。そのため単なる所領支配のために判物・朱印状を出している事例についても、「戦国領主」と把握してしまうことになり、それにより領域支配の内容そのものが、不明確なものになっていく」としている⁽⁴⁶⁾。確かに矢田俊文氏や拙著の議論では、判物発給を重視しているが、このような批判は当たっているだろうか。

小谷利明氏は、矢田氏の方法は「守護の権限の重要な構成要素として考えられる段銭等の免除を示す文書を指標にして公権力のありようを探る」ものであり、「判物を発給する者は誰なのかを検討することで、権力の構造が知りうる」と述べている⁽⁴⁷⁾。つまり、判物発給の検出は公権力の担い手を検知するための手法であり、判物を発給しているかどうか自体が問題ではなく、本質はその領主が公権の行使者であるか否かにある。

では、所領支配の判物と領域支配の判物を区別していないという批判についてはどうかであろうか。まず、所領支配の判物と領域支配の判物はそもそも常に区別できるかどうかという問題がある。大名権力から領域支配を委任された支城主等が、その領域内にある自己の所領を自身の被官に給与する権限と、領域全体に役賦課をする権限は確かに区別される。しかし、自立的に一目的・排他的な「領」支配をおこなっている戦国領主の場合、その「領」内における領域支配と所領支配の

区別はつかないだろう。イエ支配の擬制として形成された戦国期の「家中」が「公儀」の性格を持つていることはすでに指摘されており、こうした擬制の成立にともなう家臣への給所宛行状が成立することも論じられているから、宛行状・安堵状等の判物発給も公的支配の指標となり得る。戦国領主の所領支配と領域支配を分離する黒田氏の発想は、前章でみた領主制論理解の問題に根ざしている。

ここで判物発給の持つ意味を改めて原理的に考えてみたい。新田一郎氏は、安堵状について、発給者と受給者の一対一の関係ではなく、「周辺の第三者群」との関係の中で機能すると述べ、このような「安堵」の権能は人々一般を捕捉する「統治権的支配」の上に立つとした⁽⁴⁸⁾。これは宛行を主從制的支配権に、安堵を統治権的支配権に対応させた佐藤進一説に拠ったものであるが、「周辺の第三者群」との関係の中で機能するのは宛行状も同じである。次の史料は豊後国緒方荘の工藤氏(奥嶽氏)に伝来した室町期のものと思われる宛行状である⁽⁴⁹⁾。

【史料3】

ちうせつ(忠節)ニよりかさね(重)くかうりよくをいたし申へく候、いかにもく、心を入まいらせ候、御てうしかるへく候、上よりもかやうにおほせにて候、

まへニ申さためて候うへハ、かやうのてかたなんと入ましく候へとも、さりなからこうしのためにて候間、状をもて申候、おくたけ下ちの事ハ、いまよりハきう所として、ちきやうあるへく候、くわしくハ四郎さへもんニ申て候、恐々謹言、

卯月廿五日

政勝(花押)

ここでは、知行の給与者である政勝と受給者の一対一の関係では「手形」などは不要であるが、「公私のため」に、すなわち「周辺の第

三者群」に対する必要性から文書を発給すると述べられている。したがって、宛行状も安堵状と同様に考えてよい。

「周辺の第三者群」において、知行や権利が誰によって保証されているのかという人々の共通認識が形成され、ある権力に安堵や宛行要求が集中すれば、その権力が宛行・安堵権を有しているようにみえる。そうすると、この認識が共有されている範囲で一つの「公」的秩序が形成される。^{⑤1}

以上から、判物発給は公的領域支配の重要な指標となり得る。同時に、あくまで公的支配の検知が主眼であるので、判物を発給しているというだけで機械的に戦国領主としているわけではない。これについては、すでに拙稿で「判物を発給していることと、公的支配を実現していることとは必要条件でも十分条件でもないが、無関係ではない」と明言している。^{⑤2}したがって、矢田氏や拙著では判物発給だけではなく、諸役賦課、「家中」・「領」形成、城下町の形成、交通路支配、所領の一円性と規模、大名との関係（自立性や裁判権、経済政策などの領域支配の排他性）などを総合して論じている。^{⑤3}黒田氏が領域権力の本質を示すとする「国役」（段銭・棟別銭・人夫役・普請役等）の賦課についても、たとえば矢田氏は、甲斐小山田氏・穴山氏の諸役免許、安芸毛利「家中」の段銭・城誘等の公役負担について論じている。^{⑤4}

逆に黒田氏は「国役」賦課こそ領域支配の本質を示すものとしているが、^{⑤5}実際に黒田氏が何らかの役賦課を独自におこなっていたことにならずかでも言及しているのは、相模国の津久井内藤氏、武蔵国の上田氏、岩付太田氏、下総国の白井原氏、甲斐国の郡内小山田氏、穴山氏、信濃国の高梨氏、駿河国の朝比奈氏、遠江国の小笠原氏、常陸国の小田氏にとどまり、^{⑤6}黒田氏が、「領国」の形成が確認できた「国衆」と

して（それが確認できない「国衆」と区別して）掲げる上野国の由良氏、館林長尾氏、富岡氏、毛利北条氏、大胡氏、那波氏、白井長尾氏、小幡氏、安中氏、和田氏^{⑤7}については「国役」賦課に言及されていない。また実際に史料からも由良氏以外は役賦課を確認できない。^{⑤8}

では黒田氏は、こうした「国役」賦課を確認できない領主について、何によって「国衆」（領域権力）だと認定しているのだろうか。

黒田氏が分析した上野国の領主について、それぞれを国衆と位置づける根拠としていえると思われる点を表にまとめた。結局のところ黒田氏も、「関東幕注文」^{⑤9}や「小田原一手役之書立」^{⑥0}に記載されている領主を国衆とし、一円的所領の形成、城持ちであること、大名からの自立性や政治的地位から、公的領域支配をしていると類推している。もちろんこうした手法自体は、すべての領主について十分な史料が残っているとは限らない以上、傍証や理論などによって補強されているならば、正当な分析手法である。

つまり、こうした黒田氏の国衆検出の手法は、矢田氏や拙著の方法と大差ない。したがって、論者によって「戦国領主」の語を採用するか「国衆」の語を採用するかという、用語選択の違いはあるが、黒田氏の言うような「戦国領主」論と「国衆」論の対立などというものはそもそも存在しない。

そうすると問題になるのは、直接、公的領域支配を明らかにできないときに、他の諸要素から類推するとして、このとき特定の要素が認められれば、何でも戦国領主（国衆）としてしまっていないか。たとえば、自立性があるということから、ただちに戦国領主（国衆）と位置づけてよいかという点である。

黒田氏は、越後上杉分国の「国衆」の「領国」支配は、史料の少な

【表】※特に断らない限り、典拠は黒田基樹『戦国大名と外様国衆』による。

	関東幕注文	小田原一手役之書立	「国衆」とする根拠
小幡氏		○	被官・同心の展開している地域と知行地の一致から甘楽郡の大半を支配。支配領域内に大名の発給文書がみられない。
安中氏		○	支配領域は坪付状に見える地名から板鼻から松井田の間で、碓氷郡の一部地域。武田氏の先方衆と位置づけ。
和田氏		○	知行地はおそらく本城和田城を中心とし、自身と一族・被官の所領のみから構成されていた。朱印を使用。和田業繁の間屋営業許可を武田氏が承認。国衆の支配領域が大名領国に実質的に組み込まれている状況。
白井長尾氏	○	○	天正 10 年（1582）以前の支配領域は不詳。天正 10 年以降は白井城を中心とした地域。天正 10 年以降の支配領域に他氏の所領は確認されない。
大戸氏			一手役を務めない中小規模の国衆。武田氏の先方衆と位置づけ。本知行分は不明だが、武田氏による大戸氏知行分での竹木伐採禁止のなかに本知行分が含まれていない。
箕輪内藤氏		○	数千貫規模。支配領域も狭く、自立的な領域支配を展開していたのかは十分に確認できない（『国衆 戦国時代のもう一つの主役』）
那波氏		○	支配領域は広瀬川流域から利根川に挟まれた地域内。他者の所領が確認されないので一円的な所領。
宇津木氏			玉村を本領とし、武田氏から玉村地域内に 230 貫文余を新恩として給与。北条氏から 230 貫文余を加恩。小規模ながら自立した国衆。
由良氏	○	○	新田領を中心として、さらに西庄・桐生領などを合わせたもので、上野の領主としては最大規模。北条氏と起請文を交換。朱印を使用。
館林長尾氏		○	足利領と館林領からなる一体的な支配領域。「上杉輝虎陣立書写」（『群馬県史 資料編 7』2258）で「百騎」と記載。百騎以上が有力国衆。
富岡氏			地域的領主制を展開するよう有力国衆ではなく、その所領はほぼ本領を中心とするものであり、中小国衆。「上杉輝虎陣立書写」で「三十騎」と記載。小規模ながら「城持」の国衆。
厩橋北条氏		○	
大胡氏		○	
桐生佐野氏	○		「由良成繁事書案」（『群馬県史 資料編 7』2408）に、天文 10 年（1541）に横瀬氏を攻撃した諸氏として、那波氏、厩橋長野氏などととも名前が挙げられている。
阿久沢氏			桐生領の中小国衆で、桐生佐野氏に従属する同心。
惣社長尾氏	○		
箕輪長野氏	○		
厩橋長野氏	○		
沼田氏	○		地域的領主としての確立を遂げていた（根拠は示されていない）。
岩下斎藤氏	○		
倉賀野氏		○	天正 2 年（1574）に上杉氏によって山上城に配置されたが、所領は領国といえるものではないので国衆とはみられない（『国衆 戦国時代のもう一つの主役』）。
相木依田氏		○	支配領域も狭く、自立的な領域支配を展開していたのかは十分に確認できない（『国衆 戦国時代のもう一つの主役』）。

さから明らかにできないため、「少ないなりに追究の方法を開拓していくしかない」とし、上杉「家中」と区別される領主が列挙される「関東幕注文」などの史料を手がかりに、それらの領主の大名との政治的関係における自立性を分析している。⁽⁶⁴⁾つまりここでは領域権力であるかどうかは一切触れられず、政治的・身分的地位（自立性）のみが論じられている。しかし、大名権力に対して自立的である領主をただちに戦国領主（黒田氏の言う国衆）としてよいだろうか。⁽⁶⁵⁾次節ではこの点について考えてみたい。

（2）戦国領主概念適用の問題

黒田基樹氏の議論には有力国衆と中小国衆という言葉が出てくる。

有力国衆については次のように述べている。⁽⁶⁶⁾

・北条氏は従属国衆を他国衆と称している。

・「小田原一手役之書立写」に見られる一手役を構成する有力国衆は、

ほとんどの場合、他国衆でもあり、地域的領主でもある。

・他国衆というのは北条氏との従属関係の在り方にもとづく一般的な名称、地域的領主というのは領主権力の形態を示す概念、一手役は軍事上の軍役負担の形態を示す用語であるから、この三者が必ずしも一致するわけではない。

・「小田原一手役之書立写」に見られる上野諸将に関しては、作成時の政治状況からみて、他国衆、地域的領主としての性格をも兼ね備えていた。

一方、中小国衆については次のように述べている。⁽⁶⁴⁾

・上野国富岡氏は「小田原一手役之書立写」に記載されておらず、「衆」と称される地域的軍事力を構成するような有力国衆ではなく中小国衆である。

・同氏は地域的領主制を展開するような有力国衆ではなく、その所領はほぼ本領を中心とするもので、有力国衆の「同心」に編成されるような中小国衆である。

この段階で黒田氏は、国衆と地域的領主を使い分けている。そして中小国衆は地域的領主ではないとしている。⁽⁶⁶⁾ただし黒田氏の用語法はその後、一貫しておらず、戦国期になって領主制を变质させた「家中」と「領」を持つ存在を国衆と呼称し、本質的には戦国大名と同質の権力と規定すると述べている。⁽⁶⁶⁾市村高男氏はこの点について、「有力国衆・国衆・中小国衆という表記が象徴するように、階層的にも極めて広範囲な領主層を包括」していると批判した。⁽⁶⁷⁾これに対して、黒田氏は以下のように反論している。⁽⁶⁸⁾

・国衆概念は、戦国大名の統制下にある領主について、従来の理解のようにすべてが譜代家臣化するのではなく、家中に包摂されていない自立的な領主が、戦国末期の段階まで継続して存在しており、それらへの概念化の必要から生まれた。

・国衆は、領主制の在り方の相違から、有力国衆と中小国衆とに区分され、議論の核としてきたのは有力国衆である。有力国衆にのみ国衆概念を適用するののも一つの方法となるかもしれない。

・中小国衆と表現した存在については実像が明確ではない。

この応答からすれば、領主制のあり方を基準として、事実上、有力国衆に国衆概念を限定したことになる。したがって、中小国衆は、なおもそれを黒田氏の言う国衆概念に含めるのならば、その領主制のあり方からではなく、大名「家中」に包摂されていないという自立性から「国衆」と規定されることになる。ただし、黒田氏は、中小国衆とした富岡氏を、近著では領域権力としての国衆に含めている。一方で、

「小田原一手役之書立写」に見える領主は、一手役を務める規模の有力国衆としているが、一手役を務める倉賀野氏、相木依田氏などは、近著で、小規模で「領国」支配を確認できないとするなど、議論が一貫していない^⑧。結局のところ、領域権力であることを本質としながら、その検証抜きに、大名権力との関係において自立的な領主をすべて国衆としているのである^⑨。

では、自立的な領主はすべて戦国領主（国衆）だと考えてよいだろうか。ここで、備後国を事例に自立的な領主の実態から考えたい。以下、備後国の領主についての詳細はすでに拙稿で論じたので、ここでは要点について結論のみ述べる。

備後国の領主である田総元里・古志豊綱・榑崎信景・新見元致・芥川元正・湯浅元宗・安田元賢・和智誠春・高屋（馬屋原か）信春・柚谷元家・杉原（木梨）隆盛・有地隆言・上原豊将・長元信・氏末詳里資・三吉隆亮は、毛利元就・同隆元と傘連判状に連署している^⑩。このことから彼らは大名「家中」に包摂されない自立的な領主であることは明らかである。このほかに毛利氏に対する自立的な領主である備後の領主として山内氏・神辺杉原氏・久代宮氏・多賀山氏・渡辺氏・渋川氏・高須氏・長井氏・栗原氏・岡氏などがある。

天正末年頃の状況を示す『八箇国御時代分限帳^⑪』の知行高を参考に、これらの領主の戦国期の所領規模を推定すると、おおよそ三〇〇〇石程度以上の大規模領主、一〇〇〇石前後の中規模領主、五〇〇石前後の一村規模の領主、一〇〇石に満たない零細な領主に分けることができる。

このうち大規模領主である山内氏、神辺杉原氏、和智氏、三吉氏、上原氏、久代宮氏はいずれも判物発給が確認されるが、対照的に中規

模以下の領主で判物発給が確認できるのは多賀山氏と渋川氏のみである（この点、判物発給から戦国領主を検知する方法の有効性が裏付けられる）。また所領の分布範囲と、その範囲内における城館分布の分析から、大規模領主はいずれもおおよそ郡程度の規模で一円的な支配領域を形成していたと推定されるのに対し、中規模以下の領主では、一円の支配領域があったとしても、その範囲は狭小で、多くは一円の支配領域の存在が確認できない^⑫。

上野国についても、黒田氏が一手役を務める規模の有力国衆とした由良氏、館林長尾氏、小幡氏、和田氏、箕輪内藤氏、那波氏、白井長尾氏、厩橋北条氏、安中氏に判物・印判状発給があり、中小国衆とした富岡氏、大戸氏、宇津木氏、阿久沢氏などには判物・印判状発給が確認されない。また、前述の備後国の例と同様の城館分布の分析から、由良氏、館林長尾氏など郡規模の領主では一円の領域支配の成立が推定されるが、富岡氏、宇津木氏などでは一円的な支配領域は確認できないか、あっても郡規模に及ばない狭小な範囲である^⑬。

以上から、自立的な領主であっても、大規模領主は戦国領主と位置づけられるが、中規模以下の領主については多くは戦国領主概念が適用できない可能性が高い。狭小であっても一円の領域支配をおこなっているならば戦国領主と位置づけられる可能性は残るが、一村規模あるいは個別所領単位規模での一円支配であれば、戦国期以前にもそれを成立させている領主はいるから、戦国期における領主制の再編があったかどうかを、なお検討する必要がある。したがって、自立的な、独自の「家中」と「領」支配をおこなうための必要条件であって、十分条件ではない。

ところで、戦国領主についておおよそ郡規模程度の領主とするのは、

おおむね共通する理解であると思われるが（もちろん郡の大きさも区々であるから、あくまで目安として）、では、この郡規模や一村規模という規模の問題にはいかなる含意があるのだろうか。

戦国領主は独自の「家中」と「領」を持つと規定されている。「家中」は、本来のイエ支配の範囲を超えて拡大した主従関係をイエ支配の擬制で覆ったものとされ、庶家や周辺の国人領主を家来に編成することで成立するとされる。⁽⁷⁸⁾ 矢田氏は、安芸毛利氏の「家中」は高田郡一郡規模であったとしている。⁽⁸⁰⁾ 一方、「領」についても、旧来の荘や郷、村などの所領単位、あるいは郡などの枠組みを超えた統治領域であり、「職」の一定の克服の上に成立すると考えられている。⁽⁸¹⁾ つまりいずれも既存の枠組みを越えて拡大した支配と意味づけられている。

これを規模の問題として考えると、矢田氏は一六世紀には、水利や流通の広域化にともない、一村規模の領主制が成り立たなくなり、一郡規模の戦国領主が出現するとする。⁽⁸²⁾ すなわち、規模の問題というのは、単純な広狭の問題ではなく、領主制の存立に必要な規模の問題だということになる。ただし、この点は実証されているとはいえないという水林純氏の批判がある。⁽⁸⁴⁾ 確かに、戦国期の領主制が存立するために必要な流通や水利のあり方については、これらが実際に一六世紀に広域化したのかどうかも含め、具体的には追究されていない。

注意すべきは、先の備後国の事例で見たように、戦国期に至っても実際には一村規模の領主が存立しているということである。仮に流通や水利の広域化が一村規模の領主制の存立を脅かしているとすれば、一村規模の領主の存続を可能ならしめているものとして、戦国大名の支配を背景とした領主制の維持ということが予想される。この点は今後検討されるべき課題であるが、仮にこの予想に基づけば、戦国期の

領主制は、「領」に再編されて自立的に維持される場合と、戦国大名の支配を背景に維持される場合があるという見通しもあり得る。

規模の問題とは別の観点から見れば、「領」の範囲が旧来のイエ支配や所領単位の枠組みと合致しないということは、旧来の「職」などによって支配が正当化されないということである。つまり、室町幕府―守護体制によって擁護されてきた荘園制的な枠組みの相対化が進行しているという点に意味を見出すことができる。

この点を重視すれば、たとえ一村規模の領主でも、「職」などの既存の秩序に拠らず、排他的・一元的な公的領域支配を実現している――したがって戦国領主概念が適用できる――可能性もある（ただし実際には、一村規模の領主には公的支配の重要な指標となる判物発給が見られないことなどから、多くの場合その蓋然性は低いと考えられる）。

いずれにせよ、戦国期における「家中」や「領」の成立は、領主制の維持され方の変化と、それにもなう旧来の秩序の枠組みの変化にこそ意義があると言える。伊藤俊一氏は、国人領主が荘園を越えた広域な領域を支配する国衆に変化し、領の成立によって荘園が消滅すると述べている。⁽⁸⁵⁾ つまりこれは荘園制から戦国大名や戦国領主による支配体制への変化と意味づけられる。

以上から、戦国領主概念は旧来の枠組みとは異なる「公」的秩序としての「家中」と「領」を形成した領主という点に意味があるのであり、したがって必然的に自立的であるが、自立的であればすべて戦国領主であるというわけではない。⁽⁸⁶⁾ また、こうした「公」的秩序の形成を検出するのに有効な指標が判物・印判状発給であるということになる。⁽⁸⁷⁾

ところで、このように戦国領主概念の適用を限定した場合、戦国領

主ではない自立的領主をどう呼ぶべきかという問題が残る。この自立的というのは、大名との関係における政治的位置づけであるので、こうした領主の呼称としては、史料上の意味からも近似的である国衆を用いるのが適当ではないか。川岡勉氏が明らかにしたように、国衆という身分は不変の属性ではなく、上級権力との関係で変化している。大名権力の「家中」に包摂されず自立的である領主を国衆とし、その一部に戦国期的な領主制を形成した戦国領主がいると考えればいいのではないか。峰岸純夫氏や久保健一郎氏の国衆↓戦国領主↓戦国大名と発展するという議論も、国衆の中から、その一部に戦国領主としての性質を持つものが出現するという意味でとらえるならば成立する。

おわりに

最後に戦国領主と領主制の問題について、若干の展望を述べておきたい。矢田俊文氏は戦国領主を戦国期の基本的領主としたが、ここまですべて論じてきたように、自立的な領主でも戦国領主と見なせるのは一部の領主である。大名分国内には、思いっくままに列挙するだけでも、大名直轄領、大名「家中」に所属する給人領、支城領、戦国領主の「領」、一村規模の国衆の所領、戦国領主や国衆が大名から給与された「飛び地」所領、小領主層の一揆結合、寺社領、公家領などが存在する。広域的な（郡程度の規模以上の）領域支配という点では、支城領、戦国領主や一揆結合（郡中惣）などは共通する面もあるが、一方、一村規模、あるいはそれ以下の零細な国衆領、給人領もある。その意味では領主制が成り立つ方方は多様である。制度をゲームの均衡としてとらえ、その均衡は複数あり得るとする比較制度分析の制度観を参照するなら

ば⁸⁸、この多様性は制度の複数あり得る均衡と言える。また、大名権力が全体としてこれら多様な領主制を維持しているとも言える。

そのように考えれば、領主制の分析には、個々の領主の個別所領支配だけではなく、領主（階級）総体が支配（経済外的強制）をいかにして成立させているかという観点が必要ではないか。この点で重要なのは高橋修氏の次の指摘である。⁸⁹

戦後の領主制研究は、領主のイエを中核にした農奴制的な住民支配のメカニズムを解き明かした後、それが、どのような論理で、職であらわされる所領全体に拡大されるのかをめぐって議論を重ね、多くの成果を生み出してきた。（中略）しかしながら、日本の中世社会が領主制的な構造的性質をもっているとすれば、個々の所領を越えた半国、一国といった地域の秩序が、在地領主制とのかかわりで、いかなる形態をとって成り立っているのかをこそ問題にすべきではなからうか。たとえ個々の庄や村の内部で領主制が伸展しえなくても、地域社会全体の中でみれば、その庄や村が在地領主による支配をうけているというような状況も、十分想定できるのである。そして中世民衆の生活が、庄・村単位では完結せず、郡や国規模の広がりをもっていたことも、多くの論者によってすでに指摘されている。それは分業・流通の中世的展開に規定された現象であり、領主支配がそれに対応する広がりを求められたのは当然であった。それは、在地領主層が単に地域的に結集することのみによってではなく、個々の所領を越える地域社会全体の中での支配原理をもつことによってしか解決しえない課題であったはずである。〔傍点原文〕

すなわち、領主制がいかにして成り立つかは、個々の所領支配を単

独で見ただけでは十分ではない。この領主階級総体の問題として考えるということにただちに想起されるのは黒田俊雄氏の権門体制論である。黒田氏は権門体制論を提起した目的として、「貴族・武士を含めて全支配階級が農民その他全人民を支配した諸々の機構を総体的に把握する」(傍点原文) 必要性を説いている⁽⁹⁰⁾。また、通常、権門体制論と対立すると考えられている領主制論においても、戸田芳実氏は荘園領主と在地領主は「中世的な封建領主階級の二つの類型として区別されるだけであって、その階級の本質においては基本的に区別できない」とし、「王朝国家は、農奴および封建的隷属農民にたいして、身分的に異なる二つの封建領主階級の利益を基本的に擁護する「特殊な抑圧権力」」であると述べている⁽⁹¹⁾。黒田氏という機構は国家機構のことであって、領主制や荘園制とは区別されるが、王朝国家が領主階級全体の利益を擁護するとする戸田氏の議論との懸隔は大きくない。

戦国大名の支配が全体として、多様な領主の領主制を維持しているとするれば、その総体を一つの領主制とみれば大名領国制ということになり、大名の支配体制を領主制を擁護する国家とみれば、戦国大名を地域国家⁽⁹²⁾ととらえる見方に接近することになるが、いずれにせよ戦国領主(個別領主)の領主制だけでは支配の総体は把握できない。この総体のメカニズムを明らかにするということは、(村落共同体を越えて拡張された)構成的支配を支える権力(諸)関係の多様な均衡⁽⁹⁴⁾を解明するという作業になるだろう。戦国領主の成立も、この中に位置づけていくことが今後の課題となるろう。

【註】

(1) 地域的領主は峰岸純夫「戦国時代の「領」と領国―上野国新田領と後北条氏―」(『中世の東国―地域と権力―』、東京大学出版会、一九八九年、初出『慶應義塾志木高等学校研究紀要』一輯、一九六九年)。戦国郡大名は水林彪『日本通史Ⅱ 近世 封建制の再編と日本の社会の確立』(山川出版社、一九八七年)。有力国人は光成準治「有力国人と地域社会―石見益田氏を中心に―」(『中・近世移行期大名領国の研究』、校倉書房、二〇〇七年)。地域領主は菊池浩幸「室町・戦国期在地領主のイエと地域社会・国家」(『歴史学研究』八三三号、二〇〇七年)。なお、地域的領主の語を提唱した峰岸氏は近著では国衆、戦国領主を用いている(後述)。

(2) 平山優『戦国大名と国衆』、KADOKAWA、二〇一八年、一四―一五頁。

(3) 黒田基樹『国衆 戦国時代のもう一つの主役』(平凡社、二〇一二年)、一六頁。

(4) 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』(塙書房、一九九八年)。

(5) 拙著『戦国大名権力構造の研究』(思文閣出版、二〇一二年)。

(6) 黒田氏は矢田氏や拙著など戦国領主の語を採用する議論を「戦国領主論」と一括し、戦国大名の国衆に対する支配は、「戦国領主」論が想定した「守護権」などのように、室町時代までにみられた職掌に基づいたものではなかった(黒田前掲註(3)著書、四〇頁)と批判するが、前掲註(5)拙著では戦国大名の支配を守護公権に基づくとする戦国期守護論を批判しており、このような整理は不正確である。

(7) 村井良介「戦国領主の概念規定をめぐって」(『平成二六―二八年度(二〇一四―二〇一六年度) 日本学術振興会科学研究費補助金若手研究(B) 戦国大名分国およびその周辺地域における領域支配の研究 研究成果報告書』、研究代表者・村井良介、二〇一七年)。

(8) 菊池浩幸「村井良介『戦国大名権力構造の研究』」(『ヒストリア』二五

- 四号、二〇一六年)、平山前掲註(2)著書、四一〜四二頁。
- (9) 矢田俊文「戦国期甲斐国の権力構造」(『日本史研究』二〇一〇号、一九七九年、のち前掲註(4)著書に収録)。
- (10) 拙稿や久保健一郎氏が指摘したように、そもそも、安良城盛昭氏が定着させた戦国大名の語は現在広く使用されているが、安良城氏の場合規定どおり使用されていないのと同じで、戦国期守護論に反対だからというのは戦国領主という語を採用しない理由にはならない(前掲(7)拙稿、久保健一郎『享徳の乱と戦国時代』、吉川弘文館、二〇二〇年、二三九頁)。
- (11) 丸島和洋『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』(平凡社、二〇一七年)、一四頁。黒田前掲註(3)著書、二五頁。
- (12) 峰岸純夫『享徳の乱 中世東国の「三十年戦争」』講談社、二〇一七年、一九三頁。久保前掲註(10)著書、二三八〜二三九頁。
- (13) 『政覚大僧正記』文明一七年二月一日条、『大乘院寺社雜事記』文明一七年二月一日条。
- (14) むしろここでは、こうした「国衆」が取り結ぶ山城国一揆(惣国一揆)が、郡規模程度の領域公権力という側面では、戦国領主/国衆に相当する。黒田基樹氏も、戦国大名・国衆と惣国(惣国一揆)を同次元のものとしてらえている(「戦国期東国の大名と国衆」(『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、二〇〇一年)。
- (15) 『出雲尼子史料集』三九二(竹生島宝蔵寺文書)。
- (16) 川岡勉「中世出雲における守護支配と国人一揆」(『平成二・三年度科研費研究成果報告書 尼子氏の総合的研究 その二』、研究代表者・藤岡大拙、一九九二年)。
- (17) 『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書』二〇二一。
- (18) 窪田頌「戦国期大友氏の加判衆と国衆」(『日本史研究』六六八号、二〇一八年)。
- (19) 畑山周平「戦国期南九州の有力領主」(戦国史研究会編『戦国時代の大名と国衆 支配・従属・自立のメカニズム』、戎光祥出版、二〇一八年)。
- (20) 川岡勉「守護の権力編成と国人・被官人―大内氏分国を中心に―」(同編『中世後期の守護と文書システム』、思文閣出版、二〇二二年)。
- (21) 黒田基樹「戦国期外様国衆論」(『戦国大名と外様国衆』、文献出版、一九九七年)。
- (22) 黒田氏が「国人」の使用を問題視するのは、稲垣泰彦氏が「国人」という言葉は史料上に現れる場合、明らかに政治的内容をもっており、在地領主というような社会経済史的用語とは区別すべきもの」という指摘を踏まえたものと思われる(「あとがき」、『日本中世社会史論』、東京大学出版会、一九八一年)。しかし、稲垣氏はその直前で国人について「国侍・国民ともいい、その団結体を国衆・国人衆などよんだ」としているから、「国人」の使用が不適切であるのなら、「国衆」も同じである。
- (23) 光成準治氏は、「家中」と「領」を持つ自立的な領主は、豊臣期以降、近世初頭にはまだ存在しているため、戦国領主と呼ぶのは適切ではないとして、有力国人の語を用いる(光成前掲註(1)論文)。これについても国人の語を使用するのが問題であるのは同様である。豊臣期以降にはこうした領主が残存しているといっても、この段階に至れば徐々に大名「家中」に吸収されていくのが一般的であるから、戦国期に特徴的に出現する領主という意味で戦国領主を用いれば大きな問題はないと思われる。
- (24) 黒田前掲註(21)論文。
- (25) 黒田前掲註(3)著書、一八頁。
- (26) 黒田前掲註(3)著書、一七〜二五頁。
- (27) 傍線部(ア)は、個別領主も戦国期の領主なのだから、領域権力を戦国領主と呼称すると両者が混同されるという趣旨かと思われるが、個別領主は戦国期以前から存在する領主であり、戦国期に特徴的に出現する領主という意味で、それと区別して「戦国」の語を冠して「戦国領主」という、明らかに研究用語と判断できる名称を用いているのだから、両者

が混同される恐れはないし、個別領主を捨象していることにもならない。むしろ、領域権力ではない史料上の国衆を捨象してしまう、研究用語としての国衆の語の採用の方が問題であろう。

(28) 黒田基樹「国衆論批判に答えて」『増補改訂戦国大名と外様国衆』、戎光祥出版、二〇一五年。

(29) 黒田前掲註(3)著書、七〇頁。なお、黒田氏がこのことの根拠として挙げるのは、応永一七年(一四一〇)の上野国岩松氏の検地で作成された地検帳である(『群馬県史 資料編5』「正文文書」八七)。この地検帳では、年貢額・公事額と納入責任者である作人を確定しているが、「此地検付、御百姓・御代官ニかたらハレ、すこしもかんきよく不仕候」とあることから、黒田氏は、内容の確定が郷・村との協議によっていたとして、領主の支配が作人個人を対象としたものではないとする。しかし、前述の引用部分は、地検奉行が、百姓や代官と不正に癒着して検地の内容をごまかしていないと解釈すべきであり、協議によって決定したというのは真逆の解釈である。

(30) 高橋幸八郎『市民革命の構造 増補版』(御茶の水書房、一九六六年、初版一九四九年)、六〇頁以降。

(31) 矢田俊文「権力分析の方法と史料分析法」(前掲註(4)著書)。

(32) 永原慶二『日本中世の国家と社会 増補改訂版』(青木書店、一九九一年、初版一九八二年)、九一頁。なお、「領主」も史料用語であり、永原氏は平安末期に見える史料用語としての「私領主」と研究概念としての領主制との不一致を指摘しているが、すでに研究用語として定着しており、また「領主制」「在地領主」などの用法は研究用語であることが明らかである。

(33) カール・マルクス『資本論8』(岡崎次郎訳、大月書店、一九七二年、原書一八九四年)、第四七章。

(34) 高橋前掲註(30)著書、五四〜五七頁、吉岡昭彦「封建的土地所有・封建地代・経済外強制」(大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編『西洋経済

史講座I』、岩波書店、一九六〇年)。

(35) 永原慶二「領主制支配における二つの道―好島荘の預所と地頭をめぐる―」(『日本中世社会構造の研究』、岩波書店、一九七三年)。

(36) 石井進『日本の歴史―中世武士団』(小学館、一九七四年)一一〇〜一一二頁。同「中世社会論」(『岩波講座日本歴史 第八卷中世四』、岩波書店、一九七六年)。

(37) 戸田芳実「中世成り期の所有と経営について」(『日本領主制成立史の研究』、岩波書店、一九六七年、初出『日本史研究』四七号、一九六〇年)、河音能平「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級―特に所有と政治組織について―」(『中世封建制成立史論』、東京大学出版会、一九七一年、初出『日本史研究』六〇・六二号、一九六二年)。

(38) 大山喬平「中世史研究の一視角」(『日本中世農村史の研究』、岩波書店、一九七八年、初出『新しい歴史学のために』二〇九号、一九六五年)。

(39) 大山喬平「荘園制と領主制」(前掲註(38)著書、初出、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史2 封建社会の成立』、東京大学出版会、一九七〇年)。

(40) 佐藤進一「室町幕府論」(『日本中世史論集』、岩波書店、一九九〇年、初出『岩波講座日本歴史 第七卷中世三』、岩波書店、一九六三年)。

(41) なお、河音能平氏らの「私宅の論理」の前提にも構成的支配を措定することができると、大山氏という構成的支配は村落を念頭に置いているが、それを越えて拡張可能であることを拙稿「戦国期の特質を考えるための権力試論」(前掲註(5)拙著)で論じているので参照されたい。

(42) 大山前掲註(39)論文。

(43) 丸島前掲註(11)著書、二四頁。なお、たとえ丸島氏が言うように判物発給が戦国領主抽出の基準として有効でないとしても、それと戦国領主の語の適切性とは無関係なので、戦国領主の語を採用しない理由にはならない。

(44) 黒田前掲註(3)著書、二五頁。

- (45) 小谷利明「戦国期の守護権力―判物の発給者―」(『畿内戦国期守護と地域社会』、清文堂、二〇〇三年、初出「戦国期の守護家と守護代家―河内守護畠山氏の支配構造の変化について―」、『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』三号、一九九二年)。
- (46) 勝俣鎮夫「戦国法」(『戦国法成立史論』、東京大学出版会、一九七九年、初出『岩波講座日本歴史 第八卷中世四』、岩波書店、一九七六年)など。
- (47) 松浦義則「国人領主毛利氏の給所宛行状の成立について」(村井良介編『安芸毛利氏』、岩田書院、二〇一五年、初出『芸備地方史研究』一二九号、一九八一年)。
- (48) 新田一郎「相伝―中世的「権利」の一断面―」(笠松宏至編『法と訴訟』、吉川弘文館、一九九二年)。
- (49) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(佐藤前掲註(40))著書、初出石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家―日本封建制研究―』、東京大学出版会、一九六〇年)。
- (50) 『大分県史料 第十三巻』「奥嶽文書」一六。
- (51) この点についての詳細な議論は別稿を予定しているが、さしあたって『二〇一八』二〇二一年度 日本学術振興会科学研究費補助金研究・基盤研究(C) 戦国期における秩序流動化・再構築メカニズムの研究―発給文書と秩序認識の関係を中心に― 研究成果報告書(研究代表者・村井良介、二〇二二年)に概略を示しているので参照されたい。
- (52) 拙稿「戦国期大友氏勢力圏における判物発給をめぐる」(矢田俊文編『戦国期文書論』、高志書院、二〇一九年)。
- (53) 矢田前掲註(9)論文、同「戦国時代の上杉氏」(『新潟県立歴史博物館研究紀要』五号、二〇〇四年)、同「室町・戦国時代と北畠氏」(藤田達生編『伊勢国司北畠氏の研究』、吉川弘文館、二〇〇四年)、拙稿「毛利氏の「戦国領主」編成とその「家中」」(前掲註(5))拙著、初出『ヒストリア』一九三号、二〇〇五年)、同「戦国期における領域的支配の展
- 開と権力構造」(同前、初出『日本史研究』五五八号、二〇〇九年)。
- (54) 矢田前掲註(9)論文、同「戦国期の社会諸階層と領主権力」(『日本史研究』二四七号、一九八三年、のち前掲註(4))著書に収録)。
- (55) 黒田氏は、国衆が自身の支配領域を「国」と認識していたとして、「領国」「国役」の語を用いている(黒田前掲註(21)論文)。しかし、この点は十分に証明されているとは言えない。黒田氏が根拠としているのは武蔵国の松山上田氏の判物に「棟別・段銭・人足、此三ヶ条ハ、自・他国共ニ法度之間、不可指置候事」(『戦国遺文 後北条氏編』二三三八(岡谷家譜)。以下『戦北』二三三八のように略す)とあることである。しかし、この「自国」が松山領を指しているというのは自明ではない。棟別等はどこであっても免除されないものである(そのような社会通念がある)という単なる修辭的表現にすぎない可能性もあるし、そうであれば「自国」が漠然と北条氏勢力圏を意識している可能性もあろう(すでに指摘されているように、上田氏の松山領支配が当初から確立していたわけではなく、北条氏の直接支配が浸透していたが、北条氏と上杉氏の政治的駆け引きの中で、北条氏によって独立した「領」として「作られた」側面があることに注意。藤木久志「東松山と上田氏」、黒田基樹編『武蔵上田氏』、岩田書院、二〇一四年、初出『東松山の歴史 上巻』、東松山市、一九八五年)。また、たとえ松山領を指していたとしても、それが単なる「言葉のあや」ではなく、明確に法圏を表す呼称として意識されていたかはなお検討を要する。同様の表現として、天正一四年(一五八六)の白井長尾氏の判物に「本湯大瀧之事、地・他国之衆襲候条、嚴重可糾明儀、専用也」が見える(『戦北』二九一九(千明文書))。「地」は音通から「自」の意味であるか、ないしは在地(地元)の意味である可能性があるが、「自国」の当て字だとしても、地元の人々よそ者という程度の修辭的表現にすぎないのではないか。また、平山優氏はヴァリニャーノ『日本巡察記』の「この下に国衆と称される人々が居り、我等の公・侯・伯爵に該当する。すなわち各王国は国と称せられる八、

十、十二ぐらいの部分に分かれており、彼等はその領主であるから国衆と称されるのである」という記述を根拠に挙げるが(平山前掲註(2))著書、一八〇一九頁)、これも宣教師の認識であることは注意を要する。「国衆」という語の「国」は武蔵国のような令制国(あるいはそれに近似的概念)を指しているから、この点ではヴァリニャーノの認識は誤っており、なお検証が必要であろう。

- (56) 黒田基樹「武田氏の駿河支配と朝比奈信置」(前掲註(14))著書、初出『武田氏研究』一四号、一九九五年)、同前掲註(21)論文、同「遠江高天神小笠原信興の考察」(同前、初出「高天神小笠原信興の考察」、『武田氏研究』二二号、一九九九年)、同「津久井内藤氏の考察」(『戦国大名領国の支配構造』、岩田書院、一九九七年)、同「常陸小田氏治の基礎的研究―発給文書の検討を中心として―」(『戦国期関東動乱と大名・国衆』、戎光祥出版、二〇二〇年、初出『国史学』一六六号、一九九八年)、同「甲斐穴山武田氏・小山田氏の領域支配」(『戦国期領域権力と地域社会』、岩田書院、二〇〇九年、初出「穴山氏・小山田氏の支配」、『山梨県史 通史編2 中世』、山梨県、二〇〇七年)、同「北条氏房の研究」(黒田基樹編『北条氏房』、岩田書院、二〇一五年)、同前掲註(3)著書。

- (57) 黒田前掲註(3)著書、三二一〜三三三頁。
 (58) 由良氏については峰岸純夫氏が普請役の賦課を指摘している(前掲註(1)論文)、『長楽寺永禄日記』永禄八年一月二日条。
 (59) 『大日本古文書 家わけ第十一 上杉家文書』四八二。
 (60) 『戦北』四二九五(佐野家蔵文書)。
 (61) 黒田前掲註(3)著書、一〇四頁以降。
 (62) なお、この自立性があるということも、何をもって自立性があるとするのかについて、従来、十分な議論がされていないように思われる。大名権力との力関係における立場の強さという面から自立性を評価するとすると、それは曖昧なものにならざるを得ず、その都度の状況によって絶

えず変化することになる。毛利「家中」の井上一族は、毛利氏との力関係という点では、しばしば毛利氏の命令に従わないほどであるが(『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』三九八)、それでもあくまで「家中」の一員であり、戦国領主ではない。そのように考えれば、大名権力に対して自立的であるというのは、大名「家中」に包摂されているかどうかを一つの基準とすべきであろう。ただし、大名「家中」に包摂されていない領主がすべて一律の身分的地位にあるわけではないだろう。城持ちであるかどうかや、書札礼などからなお限定が必要であるが、ひとまず以下、本稿で自立性があるというときは、大名「家中」に包摂されていないという意味で用いる。

- (63) 黒田基樹「北条領国下の内藤昌月」(前掲註(21))著書、初出「北条領国下の内藤昌月について」、『甲斐路』七九号、一九九四年)。
 (64) 黒田基樹「富岡氏の研究」(前掲註(21))著書。
 (65) 黒田氏は「小田原一手役之書立写」に見られる上野諸将に関しては、作成時の政治状況からみて、他国衆、地域的領主としての性格をも兼ね備えていたとする。確かに一手役を務める規模の他国衆が地域的領主である蓋然性は高いが、そのことは領主制のあり方から判断されるはずであり、「政治状況」から判断できるといえるのは理解しがたい。
 (66) 黒田前掲註(14)論文。
 (67) 市村高男「戦国期の地域権力と「国家」・「日本国」」(『日本史研究』五一九号、二〇〇五年)。
 (68) 黒田前掲註(28)論文。
 (69) 黒田前掲註(3)著書、三二一〜三三三頁。
 (70) なお、戦国大名と国衆とをどう区分するかという観点での、黒田氏の国衆の概念規定にも議論の不整合がある。この点は前掲註(7)拙稿参照。
 (71) 拙稿「戦国期の地域秩序と城館」(『ヒストリア』二九六号、二〇二三年)。
 (72) 『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』二二五。
 (73) 山口県文書館所蔵(毛利家文庫五二給禄一)。

- (74) なお、前述のように黒田氏は中小国衆を有力国衆の同心として編成されるような存在としていたが、備後国でも一村規模の湯浅氏は、大規模領主である上原氏を取次として毛利氏に稟訴しており、『山口県史 史料編中世3』『湯浅家文書』八五、湯浅将宗が上原氏から「将」の偏諱を与えられていることから、上原氏の与力的な存在であったとみられる。
- (75) 『群馬県史 資料編7』二二一七(彦部文書)、二二〇二(北爪重一氏所蔵文書)、二七〇五(松本文書)、三〇〇一(高井重男氏所蔵文書)、三二四六(湯浅文書)、三四七八(細野文書)、『戦北』一三三二(伊香保志卷三)、一六〇〇(後閑文書)、『安中市史 第四卷』中世一六五(市谷八幡神社文書)。
- (76) ただし、先に述べたように「小田原一手役之書立写」に見える領主がすべて、黒田氏の言う有力国衆であるとは限らない。判物発給が見られる安中氏や和田氏も、その支配領域は郡規模には大きく及ばず、中規模の領主というべきである。上野国についての分析は、二〇二二年九月十七日におこなわれた大阪歴史学会「戦国・織豊期権力論と城郭研究」での口頭報告「戦国期の地域秩序と城館」の中で述べたが、これを文章化した註(71) 拙稿では紙幅の関係で割愛した。報告時のレジュメ集を参照。文章での公表は別の機会を期したい。
- (77) 網野善彦氏のいう職の一円化(「職」の特質をめぐって)、『日本中世土地制度史の研究』、塙書房、一九九一年、初出『史学雑誌』七八編二号、一九六七年)や、工藤敬一氏のいう寺社本所一円領・武家領体制の議論(「荘園社会の基本構造―概観」、『荘園制社会の基本構造』、校倉書房、二〇〇二年、初出『熊本歴史科学研究会会報』五二号、二〇〇二年)などを参照。
- (78) 勝俣前掲註(46) 論文。
- (79) 松浦義則「戦国期毛利氏「家中」の成立」(村井前掲註(47) 編書、初出、広島史学研究会編『史学研究五十周年記念論叢 日本編』、一九八〇年)。
- (80) 矢田俊文「戦国期毛利権力における家来の成立」(『ヒストリア』九五号、一九八二年、のち前掲註(4) 著書に収録)。
- (81) 拙稿「戦国期における領域的支配の展開と権力構造」(前掲註(53))。
- (82) 峰岸前掲註(1) 論文。
- (83) 矢田前掲註(80) 論文。
- (84) 水林純「室町期の守護・国人から戦国期の領域権力へ」(戦国史研究会前掲註(19) 編書)。
- (85) 伊藤俊一「荘園 墾田永年私財法から応仁の乱まで」(中央公論新社、二〇二一年、一五五頁)。
- (86) なお、大名権力により配置された支城主なども、戦国領主の支配を継承し、あるいは大名から大幅な裁量権を認められている場合、戦国領主と共通する性質を持つことがある(黒田基樹氏のいう支城主は支城に所属する「衆」と支城領に対して全権を有する。「あとがき」、『戦国大名北条氏の領国支配』、岩田書院、一九九五年)。こうした支城主等は、あくまで大名権力による権限付与を前提としているので、「自立」しているわけではないが、支城主の地位が世襲される場合があるなど、戦国領主との差は程度の問題という側面もあり(拙稿「戦国大名分国における領主層の編成原理をめぐって」、『市大日本史』一七号、二〇一四年)、被支配者側から見れば大きな違いはないとも言える。つまり領主制の維持され方という観点では、戦国領主との共通性も認められる。
- (87) なお拙稿でも、古い時期のものでは必ずしも戦国領主概念の適用が厳密でない場合があった。近年のものでは意識的に限定して用いている。
- (88) 青木昌彦「比較制度分析に向けて」(瀧澤弘和・谷口和弘訳、NTT出版、二〇〇三年、原書二〇〇一年)、アブナー・グライフ「比較歴史制度分析」(岡崎哲二・神取道宏監訳、NTT出版、二〇〇九年、原書二〇〇六年)、フランチェスコ・ゲアラ『制度とは何か 社会科学のため の制度論』(瀧澤弘和監訳・水野孝之訳、慶應義塾大学出版会、二〇一八年、原書二〇一六年)。

- (89) 高橋修「中世前期の地域社会における領主と住民」、『中世武士団と地域社会』、清文堂、二〇〇〇年。
- (90) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」、『黒田俊雄著作集 第一巻 権門体制論』、法藏館、一九九四年、初出『岩波講座日本歴史 第六卷中世二』、岩波書店、一九六三年。
- (91) 戸田芳実「中世封建制の成立過程」(前掲註(37))著書、初出門脇禎二・戸田芳実「日本における土地国有制と奴隸制の特質」、歴史学研究会・京都地区歴史部門研究連絡協議会編『一九六四年北京科学シンポジウム 歴史部門参加論文集』、一九六四年。
- (92) 黒田俊雄「中世国家論の課題―永原慶二氏の批判にこたえて―」(黒田前掲註(90))著作集、初出『新しい歴史学のために』九七号、一九六四年)。
- (93) 有光友學「群雄の台頭と戦国大名―東国を舞台として―」(同編『日本の時代史二 戦国の地域国家』、吉川弘文館、二〇〇三年)など。
- (94) 前掲註(41) 拙稿。

【付記】

本稿はJSPS科研費JP18K00962の成果の一部である。

(岡山大学学術研究院教育学域)